

交	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 1 0 0 号

令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

警察署における運転免許の行政処分要領について

警察署における運転免許の行政処分事務については、「警察署における運転免許の行政処分要領について」（令和5年12月19日付け運免第780号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことから、「警察署における運転免許の行政処分要領」について所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

担当：運転免許課運転免許管理係

警察署における運転免許の行政処分要領

第1 総則

1 目的

本要領は、運転免許に係る行政処分事務のうち、

- 警察署長に対する処分執行依頼
- 処分執行依頼を受けた警察署長が行う措置
- 警察署長に対する免許証の送付、返還及び個人番号カードの特定免許情報の抹消、記録の依頼
- 警察署長に対する停止処分の短縮通知
- 警察署長による免許証の返還及び個人番号カードへの特定免許情報の記録（以下「免許証の返還等」という。）

に係る要領を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の意義

本要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「意見の聴取」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条第1項に規定する、点数制度による運転免許の取消し、90日以上運転免許の効力の停止に係る意見の聴取をいう。
- (2) 「聴聞」とは、法第104条の2第1項に規定する、点数制度によらない運転免許の取り消し、90日以上運転免許の効力の停止に係る聴聞をいう。
- (3) 「意見の聴取等」とは、「意見の聴取」及び「聴聞」をいう。
- (4) 「非意見の聴取等事案」とは、「意見の聴取等」の対象とならない90日未満の停止該当事案をいう。
- (5) 「被処分者」とは、行政処分の事由に該当することとなった運転者をいう。
- (6) 「被処分者等」とは、被処分者及び委任状又は代理人資格証明書で確認できる代理人をいう。
- (7) 「欠席決定」とは、被処分者が「意見の聴取等」に自らの意思により欠席し、欠席のまま処分が決定したことをいう。
- (8) 「処分書」とは、「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」（令和7年3月18日付け運免第1095号。以下「事務処理要領」という。）に定める別記様式第24「運転免許取消処分書」及び別記様式第25「運転免許停止処分書」をいう。
- (9) 「免許証」とは、運転免許証をいう。
- (10) 「マイナ免許証」とは、免許情報記録個人番号カードをいう。
- (11) 「免許証等」とは、免許証又はマイナ免許証をいう。

第2 警察署長に対する処分執行依頼

1 処分執行依頼の対象となる被処分者

運転免許課長は、次のいずれかに該当する被処分者に対する処分執行について、

必要に応じて警察署長に対して依頼するものとする。

- (1) 意見の聴取等において欠席決定された者
- (2) 非意見の聴取等事案のうち、運転免許課で行う処分執行のための出頭に応じなかった者
- (3) 意見の聴取等及び非意見の聴取等事案のうち、警察署での処分執行を希望した者
- (4) 違反者講習を受講しなかった者

2 処分執行の依頼方法

運転免許課長は、警察署長に対し、被処分者の処分執行の依頼を行うときは「処分執行方について」（様式1号）及び処分書又は処分書の作成要領が記載された文書を送付して依頼するものとする。

なお、運転免許課長から前記処分執行に係る関係書類の送付を受ける前に被処分者等が警察署に出頭した場合は、免許保有状況を確認した上で運転免許課長に報告し、指示を仰ぐこと。

第3 処分執行依頼を受けた警察署長が行う措置

1 処分執行依頼受理時の対応

警察署長は、運転免許課長から前記第2の2の依頼を受理した場合は、「索引」（様式2号）に記載し、管理するとともに、迅速適正な処分執行に努めること。

2 処分執行要領

(1) 処分書等交付時の留意事項

処分執行に伴い処分書を交付する際は、処分書の記載内容について漏れや誤りがないかを確認し、処分書に記載された処分理由を被処分者等に告げた上で、交付すること。

またその際、無免許運転の防止についても必ず指導するとともに、運転免許課送付用の控えも作成すること。

(2) 被意見の聴取者等申出書の徴収

取消処分又は90日以上停止処分に該当する被処分者に対しては、意見の聴取等に欠席した理由を明らかにするため、「被意見の聴取者等申出書」（様式3号）を徴収すること。

なお、意見の聴取等に出席している場合は、本書面の徴収は不要とする。

(3) 免許証の返納

取消処分の場合で被処分者が有する免許証については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第17の3で定める「運

「転免許返納届」を提出させ、免許証の返納を受けること。

(4) 特定免許情報記録の抹消

被処分者がマイナ免許証を有する場合は、マイナ免許証を提示させ、マイナ免許証に係る特定免許情報記録を抹消すること。

(5) 特定免許情報記録抹消時の留意事項

マイナ免許証の特定免許情報記録を抹消した場合、マイナ免許証の備考欄に記録されたデータも抹消されることから、備考欄にデータが記録されているときは、停止処分満了後又は停止処分解除後の特定免許情報の記録時に備え、備考欄が記載された「免許情報記録確認書」を警察共通基盤システム端末から出力の上、「索引」（様式2号）に添付し、保管しておくこと。

また、特定免許情報記録の抹消の際は、被処分者等の面前で行うこととし、個人情報保護に十分配慮すること。

(6) 停止処分執行時の留意事項

停止期間処分満了後又は停止処分解除後の免許証の受取場所及び個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）への特定免許情報の記録場所については、原則、処分執行警察署と同一所属とする。

ただし、被処分者等が受取場所について別の警察署等を希望した場合は運転免許課長に報告し、指示を仰ぐこと。

なお、特定免許情報の記録をする場合は、必ず有効なマイナンバーカードが必要である旨も教示すること。

(7) 免許証等不所持の場合の措置

被処分者等が紛失等の理由により、免許証等を所持していなかった場合においても処分執行を行うこととするが、この場合、「事務処理要領」に定める「誓約書」（別記様式第26）を提出させるとともに、有効な運転免許証の取得又は停止（解除）期間が満了するまでの間における運転行為は無免許運転となること、さらに免許証等を発見したなどの場合は、速やかに免許証を返納（返還）すること及び特定免許情報記録の抹消を受ける旨を教示すること。

3 処分執行後の措置

警察署長は、処分執行後、速やかに執行警察署名、執行日時、特定免許情報記録抹消の有無、取扱担当者名を運転免許課長に電話報告し、「処分執行方について」（様式1号）及び「索引」（様式2号）の所定の欄に必要事項を記載するとともに、処分書等の控えにも同様に記載すること。

取消処分の場合は、返納された免許証、運転免許取消処分書の控え、運転免許証返納届及び被意見の聴取等申出書（徴収した場合）を運転免許課長に送付すること。

停止処分の場合は、運転免許停止処分書の控え及び被意見の聴取等申出書（徴収した場合）を運転免許課長に送付すること。

4 停止処分に係る免許証の保管措置等

停止処分に係る免許証は施錠設備がある場所に保管し、「索引」（様式２号）に保管の有無を記載し、また停止処分に伴いマイナ免許証の特定免許情報記録を抹消した場合も同様に、同「索引」の所定の欄に記載して管理すること。

なお、保管した免許証については、月１回交通官又は交通課長による目視点検を行い、「索引」（様式２号）の下欄に確認日を記載し、押印又は署名すること。

第４ 警察署長に対する免許証の送付、返還及びマイナンバーカードの特定免許情報の抹消、記録の依頼

- 1 運転免許課長は、被処分者等が居住地を管轄する警察署で免許証の受け取りやマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望した場合は、「免許証等送付書」（様式１～(1)、１～(2)号）及び「免許証等受領書」（様式１～(3)号）を作成し、当該警察署長に対して、「免許証等送付書」（様式１～(2)号）及び「免許証等受領書」（様式１～(3)号）を被処分者の免許証とともに送付し、免許証の返還及び特定免許情報の記録を依頼すること。

なお、１枚目の「免許証等送付書」（様式第１～(1)号）は運転免許課で保管すること。

- 2 免許証の返還等の依頼を受けた警察署長は、前記第３の４の停止処分に係る免許証等の保管措置等と同様に免許証を保管管理し、「免許証等送付書」（様式１～(2)号）を簿冊に編綴するとともに、「免許証等受領書」（様式１～(3)号）を作成し、運転免許課長に返送すること。

第５ 警察署長に対する停止処分短縮通知

運転免許課長は、警察署に免許証の返還等を依頼している被処分者が停止処分者講習を受講し停止期間が短縮された場合は、当該警察署長に対し「処分期間短縮決定通知書」（様式４号）により通知すること。

短縮の通知を受けた警察署長は、「索引」（様式２号）及び

- 警察署で処分執行した場合は「処分執行方について」（様式１号）
- 免許証の返還又は特定免許情報記録の依頼を受けた場合は「免許証等返還簿」（様式１～(2)号）

の所定の欄に、短縮日数及び短縮後の新たな処分満了日を朱書きすること。

また、通知を受けた「処分期間短縮決定通知書」（様式４号）については、当該

「処分執行方について」（様式１号）又は「免許証等返還簿」（様式１～（２）号）と一緒に編綴すること。

第６ 警察署長による免許証の返還等

１ 免許証の返還等における留意事項

警察署長は、被処分者等から停止処分期間満了又は停止処分の解除に伴い、免許証の返還等の請求があったときは、

- 停止処分書の短縮及び満了日の確認
- 被処分者への返還の場合は、免許証の顔写真との対比による本人確認
- 代理人が返還を求めた場合は、委任状等による被処分者との続柄確認及び
同人の免許証等による身元確認

を、またマイナンバーカードに特定免許情報記録の申出があったときは、前記措置に加え

- 運転免許課長に報告し、特定免許情報記録手数料（以下「手数料」という。）
発生の有無の確認
- マイナンバーカードの顔写真との対比による本人確認
- マイナンバーカードが有効であることの確認

を必ず履行した上で返還等を行うこと。

２ 警察署で停止処分執行した免許証等を返還等する場合

（１） 免許証の返還

処分執行時、免許証を有する者の場合は、「免許証等受領書」（様式５号）を作成した上で、保管している免許証の返還を行うこと。

なお、作成した受領書については、「処分執行方について」（様式１号）に貼付しておくこと。

（２） 特定免許情報の記録

処分執行時、マイナ免許証を有する者の場合は、府令別記様式第１７の２で定める特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受け、特定免許情報を記録し、警察共通基盤システム端末から出力した免許情報記録確認書を交付すること。

また、特定免許情報記録抹消時、マイナ免許証の備考欄にデータが記録されていた者に対しては、特定免許情報の記録と同時に備考欄のデータも忘れずに記録すること。

なお、特定免許情報の記録の際には、被処分者等の面前で行うこととし、個人情報保護に十分配慮するとともに、「免許証等受領書」（様式５号）を作成し、

同「受領書」については、「処分執行方について」（様式 1 号）に貼付しておくこと。

3 依頼を受けた警察署長が免許証の返還等をする場合

運転免許課長から免許証の返還等を依頼された場合は、前記 2 の要領で実施し、作成した「免許証等受領書」（様式 5 号）については、「免許証等送付書」（様式 1 ～(2) 号）に貼付しておくこと。

4 停止期間満了又は停止処分解除時の留意事項及び措置

(1) 返還等の対応日・時間

免許証の返還については、対応日時の制限を設けないが、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録については、原則、平日の執務時間内とする。

ただし、やむを得ない事情があり、かつ対応可能な職員を確保できる場合は、この限りではない。

(2) 特例措置

被処分者等への免許証の返還については、停止期間満了日又は停止処分解除日の翌日以降とするが、マイナ免許証のみを有する者であって、停止期間満了日又は停止処分解除日の翌日が土曜日、日曜日及び祝日（年末年始における休日を含む。以下「休日等」という）と重複するときには、休日等の前日にマイナンバーカードへの特定免許情報を記録できるものとする。

この場合、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録を受けた者に対して、運転免許の効力の停止中の運転については、無免許運転となる旨説明した上で、「事務処理要領」の「誓約書」（別記様式第28）を作成・提出させるとともに、マイナンバーカードの備考欄に

令和●年●月●日まで停止

と記録すること。

(3) 免許保有状況の変更申出時の対応について

被処分者等から免許保有状況の変更の申出を受けた場合は、各警察署では対応不能である旨を説明し、運転免許センター又は各自動車運転免許試験場での対応を教示すること。

(4) 手数料の取扱いについて

停止処分に伴って特定免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しない者（以下「初回の特定免許情報の記録に該当する者」という。）については、特定免許情報記録手数料は徴収しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）に留意すること。

ア 当該抹消された特定免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者。

イ 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者。

(5) 手数料誤徴収の措置

被処分者等が停止期間の満了又は停止処分の解除後、マイナンバーカードの紛失等の理由により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、免許証のみの返還を求めた場合は、初回の特定免許情報の記録に該当する対象者として把握するものとし、手数料の誤徴収を防止するための措置として、返還する免許証の裏面に

「特定免許情報記録が未了 ●年●月●日 青森県公安委員会」

と記載した上で免許証を返還すること。

なお、手数料誤徴収の防止措置を講じた場合は、運転免許課長に報告し、「索引」（様式2号）の誤徴収の措置欄に必要事項を記載すること。

また、交通官又は交通課長は、前記第3の4の保管した免許証の月一回の目視点検時に、同「索引」の誤徴収の措置の報告漏れの有無を確認し、未報告があれば、速やかに運転免許課長に報告し、指示を仰ぐこと。

(6) 手数料誤徴収の措置後の記録措置

被処分者等が前記(5)の措置を受けた免許証と有効なマイナンバーカードを持参して、特定免許情報の記録の申請を行った場合は、運転免許課長に報告の上、手数料が生じない場合に限り、前記第6の2（2）に準じて特定免許情報を記録すること。

なお、記録した場合は、被処分者等から免許証の提出を受け、免許証の裏面に

「特定免許情報記録済 ●年●月●日 青森県公安委員会」

と記載すること。

第7 処分未執行等における措置

1 処分未執行者に対する必要な措置

警察署長は、運転免許課長から被処分者の処分執行を依頼されたときは、運転免許課と連携の上で被処分者の呼出し又は所在調査等の必要な措置を十分に行い、早期の処分執行に努めること。

この場合、被処分者の呼出し又は所在調査結果について、「呼出・所在調査記録

書」(様式 6 号)に確実に記録しておくこと。

2 返戻措置

(1) 処分執行が不能な場合の措置

前記 1 の必要な措置を行った結果、

- 処分事由の他に違反・事故等が確認された場合
- 自署管内から管外に転出していた場合
- 必要な所在調査をおおむね 1 か月尽くしても所在が確認できない場合
- その他特異な事情がある場合

は運転免許課長に報告し、運転免許課長から処分書等の返戻指示を受けたときは、「処分執行不能報告書」(様式 7 号)を作成し、処分書等を添付の上で運転免許課長へ返送すること。

(2) 免許証の返還等が不能な場合の措置

停止処分により警察署で保管している免許証の返還及び警察署で特定免許情報の記録を希望している者で、

- 停止期間が満了しても長期間免許証を受領せず、又は特定免許情報の記録を受けないまま連絡が取れなくなった場合
- 免許証等が失効した場合

は運転免許課長に報告し、運転免許課長から免許証等の返送指示を受けたときは、「免許証等送付書」(様式 8 号)を作成の上、免許証がある場合は添付して、運転免許課長へ返送すること。

第 8 その他

1 他県から依頼を受けた処分等については、運転免許課長と協議の上で適正に対応すること。

2 「行政処分執行処理簿」(様式 1 号)、「免許証等返還簿」(様式 1 ～(2) 号)については、1 つの簿冊にまとめ、「索引」(様式 2 号)に依頼順を記載し管理するとともに、免許証及び文書の紛失防止に努めること。

3 本要領に定める各様式の保存年限は暦 1 年とする。

ただし、所在調査等継続中の案件については、運転免許課長と協議した上で対応すること。

[illegible]

免 許 証 等 送 付 書

警察署長殿

年 月 日

運 転 免 許 課 長

処分執行した免許証等 人分を次表のとおり送付したので、処分期間経過後に被処分者に返還又は
特定免許情報の記録をされたい。

[illegible]

免 許 証 等 送 付 書

警察署長殿

年 月 日

運 転 免 許 課 長

処分執行した免許証等 人分を次表のとおり送付したので、処分期間経過後に被処分者に返還又は
特定免許情報の記録をされたい。
なお、免許証等受領書を送付されたい。

[illegible]

書 領 受 等 証 許 免
長 課 許 免 運 轉
年 月 日
警 察 署 長
処 分 執 行 し た 免 許 証 等 人 分 を （ 次 表 ） 確 か に 受 領 し ま し た 。

[illegible]

警察署

一連 番号	依 頼 受理日	処 分 日 数	処分時の 保有免許	氏 名	処 分 日	警察署 発信者	本部 受信者	免許証保 管の有無	免許情報記 録の必要の有 無	停止期間満了日 短縮日数・短縮後満了日	免 許 返還日	免許情報 記録日	誤徴収 の措置
					抹 消 日								
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無
	月 日		免・マ 2枚	S. H . .	月 日 月 日			有・無	有・無	(短縮 月 日) 日 月 日	月 日	月 日	☐ 有 / 発受 ☐ 無

[illegible]

記載例

様式 2 号

索 引

○○警察署

[illegible]

被意見の聴取者等申出書

年 月 日

氏名

私が運転免許の ☐停止 ☐意見の聴取
の ☐取消し ☐聴 聞 に欠席した理由は

1 通知書は受領していません。

2 次の理由で欠席しました。

☐ 処分の理由に間違いがなく出席の都合がつかなかったため。

☐

☐

取扱者	
-----	--

処分期間短縮決定通知書

令和 年 月 日

警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

道路交通法第103条第10項により講習を終了した者に対し、処分期間を短縮したから通知する。

[illegible]

免許証等受領書

(停止期間の満了)

特定免許情報の記録 有・無

受領（被記録）年月日

年 月 日

受領（被記録）者氏名

様式 6 号

呼 出 ・ 所 在 調 査 記 録 書

被処分者氏名	
処 分 内 容	取消 年 ・ 停止 日

[illegible]

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

警 察 署 長

処 分 執 行 不 能 報 告 書

下記の者について、行政処分執行できなかったため運転免許停止（取消）処分書を返送する。

	処分番号		免許証番号	
			免許情報記録の番号	
住 所				
氏 名	(年 月 日)			
処 分 内 容	取 消 し	年	停 止	日
執 行 不 能 理 由	☐ 処分事由の他に違反・事故等が確認された			
	☐ 自署管内から管外に転出していた			
	☐ 必要な所在調査を尽くしたが所在が確認できない			
	☐ 処分内容の変更等による返送指示による (運転免許課担当者名)			
	☐ その他			
所在調査等の状況	別紙「呼出・所在調査記録書」のとおり			
取扱担当者	階級	氏名		(警電： —)

様式 8 号

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

警察署長

免 許 証 等 送 付 書

返還不能な免許証又は特定免許情報未記録者 人分を送付する。

[illegible]